

平成30年8月20日（月）

大阪合同庁舎第一号館 第一別館2階 大会議室

第6回近畿圏大深度地下使用協議会  
議 事 録

近畿地方整備局

## 目 次

1. 開 会	1
2. 挨拶	1
3. 出席者紹介	2
配付資料の確認	2
議事の公開について	2
4. 議 題	
(1) 使用の認可に関する処分の手続きについて	3
(2) 寝屋川北部地下河川の使用認可の申請について	4
(3) 国の行政機関等による協議について	12
5. その他	13
6. 閉 会	13

## 開 会

○司会（議長：近畿地方整備局 黒川局長）

それでは、定刻になりましたので、ただいまより第6回近畿圏大深度地下使用協議会を開催させていただきます。

本日は皆様、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、本協議会の議長を務めさせていただいています、国土交通省近畿地方整備局長の黒川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、国土交通省都市局審議官の清瀬より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 挨 拶

○国土交通省（国土交通省都市局 清瀬官房審議官）

ご紹介いただきました、国土交通省都市局で審議官をしております清瀬と申します。

本日は、皆様、御多用中のところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、皆様方におかれましては、常日頃から大深度地下の行政に御協力をいただいております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会は近畿圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために、必要な協議を行うことを目的として設置されております。

本日は、一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業の大深度地下使用が議題となっております。この寝屋川北部地下河川事業につきましては、事業者である大阪府から、寝屋川流域がこれまでに浸水被害が頻発している地域であり、これに対応するため、現在、進められている治水対策の一端を成す事業であると、申請されています。

この事業に関する大深度地下使用については、後ほど担当から詳しく説明がございしますが、平成30年2月28日に、事業者より国土交通大臣に対し、大深度地下使用の認可の申請がなされ、現在、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づき審査を行っているところでございます。

この法律に基づく手続といたしまして、すでに本年5月11日から5月25日までの間、使用認可申請書の縦覧を行い、6月22日には公聴会を開催したところでございます。また8月1日には学識経験者からの意見聴取も行っているところでございます。

本日の協議会は、この法律に基づく手続きの一環といたしまして、関係行政機関の皆様方から御意見を伺う場と考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

最後になりますけれども、今後とも大深度地下使用制度のより一層の普及促進に御協力をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## プ レ ス 退 出

○司会

それでは、議題に入りますが、取材の方におかれましては、協議会終了後、本会場において、事務局より記者ブリーフィングを開催いたしますので、ここで退室していただきますよう、お願いします。

## 出 席 者 紹 介

○司会

それでは、次に出席者の御紹介ですが、お手元に名簿、配席図がございます。それをもちまして御紹介に代えさせていただきますと思います。

## 配付資料の確認

○司会

次に、議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきますと思います。お手元の資料、上から議事次第、出席者名簿、配席図、資料1、資料2、資料3、資料4①、資料4②及びカラーの「寝屋川流域総合治水対策」のパンフレットとなっております。資料に漏れ等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

## 議事の公開について

○司会

次に、本日の議事の取り扱いにつきまして、事務局より説明させていただきます。

○事務局（近畿地方整備局 計画管理課 石川課長）

事務局を務めさせていただきます国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課長の石川と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日、配布いたしました資料につきましては、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」にて、広く一般への公開に努めるとされていることから、協議会終了後に行う記者ブリーフィングにおいて、配布させていただくとともに、近畿

地方整備局のホームページに後日、掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

## 議 事

### (1) 使用の認可に関する処分の手続きについて

#### ○司会

それでは、議事に入りたいと思います。議題(1)「使用の認可に関する処分の手続について」、国土交通省都市局より、御説明をお願いします。

#### ○国土交通省(国土交通省都市局都市政策課 倉野課長)

国土交通省 都市局都市政策課長の倉野と申します。よろしくお願い申し上げます。

私の方からは、資料1に基づきまして、一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業の使用の認可に関する処分の手続につきまして、御説明申し上げたいと思います。座って説明させていただきます。

寝屋川北部地下河川事業の大深度地下の使用の認可に関する処分につきましては、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づき行われております。

地下40メートル以下の大深度地下を使用する場合、使用認可を受けることによりまして、事業者におきましては原則として事前に補償を行うことなく事業を実施することができます。

また、この法律に基づき使用認可を受けることのできる地域の範囲につきましては、近畿圏では、図の右側にあります地図の青色で囲まれた地域でございます。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第18条第2項におきまして、関係のある行政機関は使用の認可に関する処分について、国土交通大臣に対して意見を述べることができると規定しております。

このチャートに寝屋川北部地下河川事業の大深度地下の使用の認可に関する処分の手続を示しておりますが、本年2月28日に事業者から国土交通大臣に対して大深度地下使用認可申請書が提出されております。それ以降、5月に申請書の公告と縦覧を行い、6月22日に公聴会を開催、さらに今月1日に学識経験者の意見聴取を行ったところでございます。現在、審査を行っているところでございますけれども、先ほど審議官からもご説明申し上げましたように、本日の協議会はこの法律に基づく手続の一環として、関係行政機関からの御意見を伺う場ということで開催させていただいているということになっております。

もう1枚めくっていただきたいと思います。こちらは、寝屋川北部地下河川の大深度地下の使用認可に関する処分の手続のうち、申請書の縦覧におきまして利害関係人から提出されました意見書の概要、及び公聴会における公述の概要を取りまとめたものでございます。利害関係人から3件の意見書が提出されております。

す。また、公聴会では、4件の公述が行われておりまして、それらの主な意見の要旨は御覧のとおりとなっております。水害、浸水対策として、早期の整備を求める内容の御意見がある一方で、地下水への影響や振動、隣接する淀川左岸線延伸部との近接影響、工事における安全性の確保など、環境の保全、安全の確保といった観点からの御意見が多く見られるところでございます。

次のページをお願い申し上げます。最後のページになりますけれども、こちらは、学識経験者から意見を聴取した内容につきまして、まとめてございます。寝屋川北部地下河川事業の申請内容のうち、「大深度地下の特定」、「地下水への影響」、「施設設置による地盤変位」につきまして、こちらに記載の3名の学識経験者から意見聴取を行いました。

その結果、事業者が実施した調査、環境予測及び評価の内容につきまして、妥当であるとの見解をいただいているところでございます。

なお、これに加えまして、学識経験者からは、「環境保全の前提条件として、基準類に基づく適切な設計・施工・維持管理を確実に実施すること」それから、「モニタリングとして、工事中及び工事完成後も一定期間、観測を行い、モニタリング結果に基づき適切に測定期間を設定することにより、影響把握を行うこと」の2点につきまして、事業者において留意されたい、というお話がございましたので、この場をお借りいたしまして事業者にお伝えいたします。

以上のとおり、寝屋川北部地下河川の大深度地下の使用認可に関する処分の手続を進めているところでございまして、引き続き法に基づき適正に審査を行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

只今のご説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

## (2) 寝屋川北部地下河川の使用認可の申請について

○司会

続きまして議題(2)「寝屋川北部地下河川の使用認可申請について」、本事業の事業者である大阪府よりご説明をお願いいたします。

○大阪府(河川整備課 美馬課長)

大阪府河川整備課長の美馬と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○大阪府(寝屋川水系改修工営所 宮武所長)

大阪府寝屋川水系改修工営所の所長をしております、宮武でございます。説明に先立ちまして、寝屋川北部地下河川の大深度地下使用に係る使用許可申請書につきまして、本日協議会の皆様へのご説明の場を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

大阪府では、寝屋川流域におきまして総合治水対策事業を進めておるところでございます。その中心となるのが北部と南部の二本の地下河川でございます。その中でもこの北部の地下河川の未整備区間におきましては、施設を収容いたしません都市計画道路の整備の見通しが立たないことから、大深度地下を使用し整備することにより、事業の効果の早期発現を図るものでございます。今年6月6日には幹事会におきまして幹事の皆様方に内容のご説明をさせていただいたところでございます。詳しい内容につきましては、引き続き担当の灰原からご説明申し上げたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○大阪府（寝屋川水系改修工営所建設課 灰原総括主査）

寝屋川水系改修工営所企画防災グループの灰原です。着座にて失礼致します。

寝屋川北部地下河川事業での大深度地下使用認可申請について説明いたします。説明は、説明用の資料2を用いまして、前面のスクリーンも使用しながら進めてまいります。また、資料3は、使用認可申請書の本編と図面でございますので、適宜、ご参照頂ければと思います。それでは、まず、説明項目ですが、まず前段に、「事業の概要」を、次に、「使用認可申請書の内容」を説明いたします。

1枚めくって頂きますと、事業の概要でございます。事業の概要につきましては、「寝屋川流域総合治水対策の概要」、そして「寝屋川北部地下河川の事業概要」、そして、「大深度地下使用に向けた検討経過」となっております。

「寝屋川流域の概要」でございます。画面左側に、大阪府の地図がございます。寝屋川流域は、淀川と大和川の間、そして、東は、大阪府と奈良県の府県境、生駒山地の尾根までの範囲になっております。

画面右側には、寝屋川流域の部分を拡大したものでございます。西側は、南北に半島状に突き出た上町台地があり、その北の突端には、大阪城があり、この合同庁舎がございます。寝屋川流域に降った雨は、各河川を経て寝屋川へと集まり、このすぐ北側で、旧淀川、大川に合流いたします。この場所を、私どもは、「京橋口」と呼んでおります。この寝屋川流域は、大阪市ほか全12市に跨り、面積は約270平方キロメートル、人口は約270万人で、これは、面積では大阪府の「約7分の1」、人口では大阪府の「約3分の1」にあたります。大阪におきましても、市街化が進み人口密度が高いエリアと言えます。また、お住まいの方々の他、事業所も多く、その資産規模も、約51兆円でございます。この事業所についてですが、皆様もご存じのとおり、高い技術力を有するオンリーワン企業も多数ございます。もし、これらの企業がストップすることになれば、サプライ

チェーンの途絶により、被害の受けていない地域にある企業の生産活動にも波及するなど、その影響は大変大きいものとなります。

次のページ、この流域の地形的な特徴を断面図でお示ししています。寝屋川流域では、「4分の3」は、川よりも低い「内水域」で、街から川へはポンプ施設により、排水することになります。また、低平地であることから、河川の勾配も非常に緩やかで、また、大阪湾の潮位の影響を受けること、さらに、流域の出口が、京橋口1箇所だけであるという、非常に厳しい条件にあるということがご承知いただけるかと思えます。

次のページでございます。画面は主な河川の様子でございます。少し、ご紹介をいたしますと、例えば、⑤恩智川（下流部）では、背が高い特殊堤防をはさみ、水面の高さと堤内地の道路の高さから、この付近の地盤の低さがご覧いただけるかと思えます。この付近は、大阪港から上流約20 km にあたりますが、干満の影響を受ける感潮区間になっています。

次のページでございます。過去の代表的な水害です。これまで説明してまいりましたとおり、感潮区間が内陸まで入り込む、低平地の寝屋川流域では、水はけが悪く、浸水被害が頻発しております。真ん中2つの写真は、昭和47年、昭和57年の梅雨前線や台風での豪雨災害でのものがございます。

当時、河川や下水道の整備途上の時期であったこと、また、同時に、高度成長期で、急激に市街化が進展している時期で、田畑から宅地・事業所への開発が進み、流域での保水・遊水能力が低下いたしました。その結果、雨水の流出量は増加することとなり、浸水被害が頻発するという状況でございました。

また、近年でございますが、気象変動で、局地的大雨の発生回数は増加傾向にございます。河川や下水道の整備が、一定進んだ現在におきましても、局地的豪雨による浸水被害が生じているという状況でございます。なお、一番左の写真にあります、昭和32年6月豪雨におきまして、八尾で観測された雨量が戦後最大の雨量となっております。寝屋川流域総合治水対策では、この雨量を対象として計画しております。

次に、総合治水対策について、でございます。この寝屋川流域での治水対策では、河川と下水道が一体となった計画、整備と、失われた流域の保水・遊水機能を人工的に取り戻すという考え方を基づき、河川、下水道事業による様々な施設整備と一定規模以上の、所謂、開発での恒久的な流出抑制施設の設置を、法律により義務化するなど、ハード、ソフトの対策を組み合わせたものとなっております。ハード対策では、河道改修の他、貯留施設として、遊水地、流域調節池。放流施設として、分水路、そして、地下河川の整備がでございます。以上が、寝屋川総合治水対策の概要でございます。

次に、寝屋川北部地下河川事業の概要について、でございます。寝屋川流域総合治水対策では、南北2つの地下河川が計画されています。地下河川には、下水



道事業での浸水対策施設、「増補幹線」などが接続し、それらの雨水を集め、最下流部のポンプにより、寝屋川流域の流域外に、バイパス、排水する計画になっています。寝屋川北部地下河川は、全体延長14 kmで、流域基本高水ピーク流量毎秒2,700 m<sup>3</sup>のうち、毎秒250 m<sup>3</sup>を分担いたします。

次のページでございます。図中、黄色で着色している区間をご覧ください。寝屋川北部地下河川は、大阪市の鶴見緑地の一角にある鶴見立坑から上流、寝屋川市の讃良立坑まで、約6.6 kmが完成し、一時貯留施設として暫定運用を行っております。また、赤色で着色している区間でございますが、鶴見立坑に接続する、もう一つの支川、守口調節池です。その延長は、約3.1 kmで、現在、平成32年度の完成に向け、鋭意施工を進めているところでございます。

この2つの下流にあたる区間、図中、緑色で着色している区間です。排水機場から鶴見立坑までの約4.6 kmが未整備区間となっており、この区間の一部について、今回、大深度地下使用認可申請を行っております。この約4.6 kmの区間には、途中に、城北立坑を設け、上流側、城北立坑から鶴見立坑までを鶴見調節池、下流側、城北立坑から排水機までを都島調節池と呼んでおります。上流側の鶴見調節池は、延長約1.7 km、内径9.0 m、下流側の都島調節池は、延長約2.9 km、内径11.5 mのトンネルになっております。なお、排水機場ですが、治水施設の整備を段階的な整備を行っていくとしておりまして、最終的な計画の毎秒250 m<sup>3</sup>のうち、「約3分の1」にあたる毎秒85 m<sup>3</sup>を当面の整備目標としております。

次でございます。大深度地下使用に向けた検討経過についてでございます。これまで寝屋川北部地下河川は、都市計画道路の下や公園等の公共施設の下に整備を行ってまいりました。未整備区間につきましても、排水機場の直上流部の約0.3 kmを除き、都市計画道路の下に整備することとして計画しておりました。東側から、鶴見区から城東区の東西方向に整備される、都市計画道路都島茨田線です。この都市計画道路都島茨田線は、都島区との境で、都市計画道路北野今市線に繋がります。これらの都市計画道路の整備状況ですが、都市計画道路都島茨田線のうち、大阪内環状線から都島通との交差まで、図中、紫色で旗上げをしている区間でございます。この区間、約2 kmが未整備の状況でございますので、従来のように道路の下に築造するという手法では、守口調節池に引き続き、現地に着手することができません。都市計画道路の進捗に影響されることなく、治水対策を推進するために、今回、大深度地下を使用することといたしました。

続きまして、寝屋川北部地下河川事業の大深度地下使用認可申請の内容について、でございます。申請書の内容は、「大深度地下の設定」、「物件の調査」、「耐力の確保」、「安全の確保」、「環境の保全」について説明させていただきます。

まずは、大深度地下使用法における地域要件、事業要件につきましては、寝屋川北部地下河川は、地域は大阪市域、事業は河川事業ですので、地域要件、事業

要件とも大深度地下使用法の対象となっております。

また、「大深度地下で施行されるものであること」を担保する大深度地下の設定でございますが、寝屋川北部地下河川では、調査、検討の結果、杭基礎を有する建築物を対象として、設定することとなりました。

大阪府都市整備部では、寝屋川北部地下河川事業での大深度地下使用に関して、学識経験者により専門の審議会専門部会を立ち上げ、検討を行ってまいりました。大深度地下の設定につきましても、大深度地下使用技術指針・同解説などに基づき、審議会でのご意見を踏まえ、既往資料調査、ボーリング調査、想定地層断面図作成、支持層の特定、大深度地下の設定と進めてまいりました。

次のページでございます。ボーリング調査では、用地の制約から、大深度地下河川計画ルート直上で実施は難しく、ルート近傍の公園など公共用地で実施することとなりました。合わせて、関西圏地盤情報ネットワークのデータベースから地下河川計画ルート近傍にあり、必要な深さを有する登録データを使用することといたしました。

これらの土質データの位置関係等から地下河川計画ルートを「西側区間」、「東側区間」に分け、それぞれの調査状況等に応じて最適な設定手法により想定支持層を決定することとしました。

次は、支持地盤の特定について、でございます。図中、青色、赤色がありますが、破線がボーリング調査結果により導き出した想定支持層線です。国道一号、今里筋付近と大阪内環状線付近で深くなっておりますが、それらを包含するように赤色の実線がございます。これが支持地盤となります。

次に、大深度地下の設定です。大深度地下使用技術指針・同解説に基づき、先ほどの支持地盤、図中の紫色の実線です、こちらから政令で定める距離10m下を大深度地下の上面として設定することといたしました。青色の太い実線でございます。

次のページでございます。この大深度地下と地下河川の縦断線形、それと対応する平面図をお示します。先ほどまでの結果から、大深度地下は深いところで地表面から約70m下になります。

大深度地下使用認可申請では、事業区域を①～③に分けて申請をしております。事業区域①は、上面で都市計画道路がない区間でございます。事業区域②、③は、都市計画道路都島茨田線の未整備区間で、その間に、公共用地、城北川、城北立坑用地を挟んでおりますので、その上流と下流で分けて、2つの事業区域としております。地下河川のトンネルは、上流から下流に向かって自然流下できるよう設計いたします。途中、事業区域①と②の間には、大深度地下使用法の適用外でございますが、事業区域①、②同様、深さ約70m以深に地下河川のトンネルを築造することになります。なお、この線形で都市計画変更を行い、事業区域①、②、③については、その縦断線形、深さに基づき立体都市計画としております。

次に、物件の調査について、でございます。大深度地下使用法第13条において、「事業区域に井戸その他の物件があるかどうかを調査し、」を受けたものとなっております。事業区域①～③に、敷地がかかる住居、事業所を対象に大阪府の職員により個別調査を実施し、井戸その他の物件がないことを確認しております。

次に、大深度地下を使用するためには、その土地において、通常の建築物が建築されても、その構造に支障がないものとする必要がございます。今回の構造物はシールドセグメントによる管渠でございます。建物荷重は大深度地下使用技術指針・同解説に基づき設定しております。また、地下河川は雨水を貯留、流下させる施設であるため、満管状態、すなわち、内水圧を考慮した設計を行う必要がございます。そのため、その設計には、トンネル標準示方書に加え、財団法人先端建設技術センターが編集する「内水圧が作用するトンネル覆工構造設計の手引き」に基づき、実施しております。

次でございます。このページでは、内径が大きい、事業区域①、②の都島調節池での計算結果をお示ししております。セグメントは、桁高500mm、幅を1.1mといたしまして、各種基準等に基づき検討ケースを設定し、計算しております。その結果、各部材において、許容値を満足していることを確認することができました。事業区域③の鶴見調節池の内径9.0mのシールドセグメントにつきましても、同様に、許容値を満足していることを確認しております。

次、安全の確保についてで、でございます。道路トンネルなどの場合では、その利用者を対象とした安全対策等を中心に記載されることとなります。今回の申請は、地下河川トンネルで、一般利用者のための施設ではございません。犯罪などの対策は、特にはございませんので、本日は、構造物として、地震時の対策がどのようなものかについてご説明いたします。

大深度地下使用の基本方針では、地震に対する施設の設計に関すること、また、活断層上への施設の設置を極力さけることが示されております。地下河川トンネルは、地上との接続する構造物である立坑と接続いたします。この接続部については、可とう継手を設けるなど、今後、詳細設計において耐震検討を行うこととしております。また、文献調査から今回の地下河川の計画ルート上には、活断層は存在していないことを確認しております。

次のページでございます。環境の保全についてでございます。環境の項目は、地下水位、施設配置による地盤変位、地下水の水質、化学反応、掘削土の処理の5つがございます。

まず、地下水位について、でございます。

地下河川計画ルートを囲むように、地下水位の観測地点を4地点設け、各地点において、複数の深さでの地下水位を観測できるよう観測井を設け、1年間観測を行いました。また、観測井では、地下水の流向、流速についても調査を実施しております。これらの観測結果と地質調査等をもとに、三次元浸透流解析モデル

を構築し、今回整備する地下河川トンネル、立坑、排水機場の影響を解析いたしました。既往の資料を参考に地下10～20 mにある、所謂、沖積層と、大阪層群の境を上下にしまして、上方、浅い層の地下水を浅層地下水、下方、深い層の地下水を深層地下水に分けて整理しました。画面の図面は、浅層地下水への影響を示したものです。地下水位の変化を、その変化量に応じて色分けしております。左側の図面は、排水機場周辺の解析結果です。構造物の際で、少し濃い目のブルーで、5 cm未満の水位低下が生じるという解析結果が出ています。これについてでございますが、日々の地下水位の変動に収まるレベルであることから、その低下の範囲も事業予定地内に収まることから、取水障害は生じないものと判断しております。なお、シールドトンネル部分、城北立坑の構造物周辺では地下水位の変化は、ほとんど生じておりません。

次は深層地下水に対する解析結果です。こちらでも排水機場の構造物の際で、青色部分、5 cm未満の地下水位の低下と緑色部分、5 cm未満の地下水位の上昇が見られましたが、浅層地下水での結果と同様、取水障害が生じないものと判断しました。深層地下水でも、シールドトンネル部分、城北立坑の構造物周辺での地下水位の変化は、ほとんど生じておりません。

次は地下水位低下に伴う地盤沈下について検討した結果でございます。排水機場の構造物の際で5 cm未満の地下水位低下が生じましたが、地盤沈下では、排水機場の構造物の際で最大5 mm未満の沈下、排水機場予定地と周縁部で、3～4 mmの沈下という解析結果が出ております。これらの数値は十分に許容値に収まる値であり、排水機場予定地周辺の家屋等に対しても影響はないものと判断しております。以上から講ずべき措置としましては、本施設の設置による地下水の変動及び地盤沈下への影響は軽微であると考えておりますが、事後調査の実施、また、観測により、著しい変化が見られ、本工事が原因と判断された場合には、必要な措置を講ずるものいたします。

本件事項は、先ほど学識者の意見でもありました項目でございますので、工事中、工事後、しっかりとモニタリングを実施していきたいと考えております。

次でございます。施設設置による地盤変位について、でございます。今回、地上面の変位と合わせ、近接構造物への影響を解析することとし、地中構造物や高層建物へ近接する3箇所を解析断面として設定しました。図面左側から、事業区域①で、大阪市総合医療センターに近接する、断面①。事業区域②で、国道一号、今里筋の位置である、断面②。ここでは、地下鉄、NTT 洞道に合わせて、大阪外環状鉄道、京阪電鉄も含めて解析いたします。事業区域③で、大阪内環状線の位置である、断面③でございます。ここには、共同溝がございます。

次のページでございます。

建設省土木研究所のトンネル掘削時地盤変状の予測・対策マニュアル（案）に基づき、解析モデルを設定し、右側にある断面①～③について解析を行いました。

次のページでございます。

この画面では、断面①～③の解析モデルとその鉛直変位グラフをお示ししています。次のページでは、断面①～③の解析結果を数値で示したものでございます。いずれも、許容値内であることを確認いたしました。これらの結果を踏まえた、「講ずべき措置」でございます。本施設の設置による地盤変位が既設構造物に与える影響は問題となるものではありません。ですが、事後調査の実施、また、予測し得なかった環境影響が生じ、工事が原因と判断された場合には、必要な措置を講ずるものとしております。こちらにつきましても、先ほど学識者の意見としてあったものでございますので、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

次のページでございます。次は、地下水の水質、化学反応について、合わせて説明いたします。調査としまして、地下水の水質、環境基準全28項目と酸性化について、4つの地点で、それぞれ5～7つの深度で、採水、分析をしています。土壌の酸性化について、6つの地点で、それぞれ11～20つの深度、有害ガスについて、同じく6つの地点で、それぞれ2～5つの深度で調査を実施いたしました。

水質の調査結果から、全22検体から、砒素2検体、塩化ビニルモノマー3検体で環境基準値を超過がございました。これらについて、砒素は自然由来である可能性が高いこと、塩化ビニルモノマーは周辺の他調査でも検出されていることがわかっております。これらについてですが、先ほどの地下水の影響解析結果において、地下河川の築造の前後では、地下水の流速の変化がほぼないことが分かっております。よって、本事業により、その拡散を助長するようなことはないと考えております。地下水の酸性化については、確認されておられません。土壌調査の結果でも、強還元性を示すものは確認されておられません。有害ガスに関しても微量でございました。また、加えて、今回、密閉式シールド工法を採用いたしますので、地下水や土壌の化学反応への影響はほぼないものと考えております。

「講ずべき措置」としましては、密閉型シールド工法の採用により影響はないものと考えられておりますが、事後調査の実施、観測により著しい変化が見られ、工事が原因と判断された場合には、必要な措置を講ずるといたします。

最後に、掘削土の処理について、でございます。今回、泥水式シールド工法により施工を予定しており、その掘削土につきましては、分級機、プラントにより土砂と汚泥に分けることができます。土砂と汚泥の概略数量は、この表のとおりでございます。

掘削土の処理に関する「講ずべき措置」でございます。汚泥の処分は、産業廃棄物として適正に処分いたします。土砂の処分は、可能な限り再資源化するなど、最終処分量の縮減を検討し、事前調査にて土砂が環境基準値を超過した場合には、土壌汚染対策法に基づき運搬、処理いたします。運搬方法については、陸路以外に城北川を活用した水上輸送など、可能な限り環境負荷の低減を検討いたします。

汚泥、土砂とも共通事項等としまして、仮置き場を設置する場合には飛散防止等の周辺環境への影響を回避し、低騒音型の施工機械を使用し環境影響への低減を図るものとしします。

以上が環境の保全について、でございます。これらの環境の保全につきましても、大深度地下の特定、耐力の確保と同様に、大阪府の審議会でのご意見をもとに調査検討を行い、その結果について、妥当との答申を頂いております。

なお、本申請についての環境影響評価法の取扱でございますが、河川工事、放水路事業については、所謂、開発面積が同法律の施行令では、100 ha 以上、大阪府の関係条例の施行規則では50 ha 以上が対象でございます。寝屋川北部地下河川全体でも面積は4 ha 程度であるため、本事業では環境影響評価の対象案件には該当しないとなっております。

以上で、寝屋川北部地下河川の大深度地下使用認可申請書の説明を終わります。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願います。いかがでしょうか。

### (3) 国の行政機関等による協議について

○司会

それでは、続きまして議題(3)「国の行政機関等による協議について」皆様方には御意見の有無について、事前に確認をさせていただいておりますが、「御意見がある」という行政機関はございませんでした。

この場で使用の認可に関する処分について御意見、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、特段の御意見がないようですので、国土交通省山口政策統括官から御発言をお願いしたいと思います。

○国土交通省（国土交通省 山口政策統括官）

国土交通省政策統括官の山口でございます。

本日はお忙しいところありがとうございます。只今議論してきましたが、本日の協議会では、寝屋川北部地下河川事業について意見をお伺いしましたところ、関係する行政機関からは特段のご意見はなかったということで認識をさせていただきます。

協議会において協議が調った事項につきましては、その結果を尊重しなければならないと大深度法に定められておりますので、お集まりの関係行政機関等の皆

様におかれましては、この結果を尊重していただきたくお願い申し上げます。

また、都市局からも説明がございましたように、住民の方々も大深度地下における安全の確保や環境の保全には高い関心を持っておられますので、事業者におかれましては、引き続き、しっかりとした対応をしていただくようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

## そ の 他

○司会

最後になりますが、「その他」でございます。全体を通してご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

それでは、特にないようでしたら、最後にお手元の資料4「協議会運営要領」のご確認をお願いいたします。

新旧対比表を添付しておりますが、構成組織の名称変更がありました。運営要領第8条第1項において、組織の名称変更等に伴う軽微な変更につきましては、議長専決により変更できることとなっており、今回変更させていただきますので、ご報告をさせていただきます。また、変更後の運営要領につきましては、事務局から別途送付させていただきます。

○司会

全体を通して、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

## 閉 会

○司会

それでは、特にご意見、ご質問等ございませんので、予定されている議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第6回近畿圏大深度地下使用協議会を閉会させていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

以 上